

- 令和9年4月1日より、小型船舶（総トン数20トン未満）のみをその用に供する旅客不定期航路事業を営む者は、ドライブレコーダーを用いた教育訓練が義務付けられます。
- 当該事業者は、**令和8年度中**にドライブレコーダーを設置するほか、**安全管理規程において、ドライブレコーダーを用いた教育訓練の実施方法に関する事項を定め、規程の変更届出を行う必要**があります。
- 具体的には、公表している安全管理規程作成要領（チェックマニュアル）に従って教育・訓練計画を定める条文（安全管理規程第35条）の修正が必要となります。



ドライブレコーダー（一例）



(参考)安全管理規程の変更例

(教育・訓練計画)

第35条 安全統括管理者は、次の各号に掲げる教育・訓練について、同号に掲げる時期に実施するものとして、教育・訓練計画を策定する。これを変更するときも同様とする。

- (1) 関係法令及び本規程に従業者に遵守させるために必要な教育・訓練
本規程に基づく業務に従事する前まで及び年1回以上
- (2) 事故・災害等の発生の原因に関係する従業者に対する再発防止のための教育・訓練
事故・災害等の発生後から業務に復帰する前まで
- (3) (2)以外の場合であって、関係法令及び本規程を遵守できなかった従業者に対する教育
遵守できなかった事実から1月以内
- (4) 避難港を利用する航路に就航する小型船舶の船長に対する教育・訓練
当該船長が当該小型船舶に乗船する前まで
- (5) 船員法第14条の3第2項に基づく操練 法令に適合する時期
- (6) 船員法第118条の2又は第118条の3の規定による旅客船の乗組員に対する教育・訓練
当該乗組員が乗船する前及び教育・訓練後5年を超えない期間(船員法第118条の2)
当該乗組員が乗船する前及び教育・訓練後2年を超えない期間(船員法第118条の3)
- (7) 小型船舶の船長に対する船員法第118条の4又は第118条の5第1項の規定による特定教育・訓練
当該船長が小型船舶に乗船する前まで
- (8) 事故が発生した場合を想定した事故処理組織による全社的な実践訓練
年1回以上

(9) 船舶における映像記録装置の記録を活用した教育・訓練
年1回以上



追加事項

補足事項

- ・映像記録装置とは、告示で定める基準を満たした装置のこと。いわゆるドライブレコーダー。
- ・記録とは、日没から日出を除く、船舶が航行する間の装置を起動させて記録したもののこと。
- ・義務化が適用される航路とそれ以外をまとめて一つの安全管理規程で届け出ている場合、実施時期に続けて以下を追記する。
(〇〇不第〇号〇〇～〇〇航路に限る)